

第 7 章 乗車変更等の取扱い

第 3 節 旅客の特殊取扱い

第 5 款 運行不能及び遅延

(列車の運行不能、遅延等の場合の取り扱い)

第 120 条 旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、次の各号に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券類について、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券類及び回数乗車券を使用する旅客は、第 123 条に規定する無賃送還（定期乗車券による無賃送還を除く）もしくは旅客運賃の払い戻しの取扱いに限って請求することができます。

(1) 列車が運行不能となったとき。

ア、第 121 条に規定する旅行の中止、並びに旅客運賃の払い戻し。

イ、第 122 条に規定する有効期間の延長。

ウ、第 123 条に規定する無賃送還並びに旅客運賃の払い戻し。

エ、第 125 条に規定する不通区間の別途旅行並びに旅客運賃の払い戻し。

オ、第 126 条に規定する定期乗車券もしくは回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻し。

(2) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車に乗車することができないとき。

ア、第 121 条に規定する旅行の中止、並びに旅客運賃の払い戻し。

イ、第 122 条に規定する有効期間の延長。

2 旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、前各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券及び回数乗車券を除く）が不要となった場合は、これを駅に差し出して、すでに支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。ただし、その乗車券が有効期間内（前売のものについては、有効期間の開始前を含む）のものであるときに限ります。

(旅行中止による旅客運賃の払い戻し)

第 121 条 前条第 1 項の規定により、旅客が旅行を中止し、乗車券を駅に差し出して旅客運賃の払い戻しの請求した場合は、すでに支払った旅客運賃から、すでに乗車した区間に対する旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しをします。

(規 122～124)

運行不能、遅延

営業規則

(有効期間の延長)

第 122 条 規則第 120 条第 1 項の規定により、旅客が有効期間の延長を請求した場合は、次の各号に定めるところにより取扱います。

- (1) 旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ、関係の駅に申し出て、当該乗車券を駅に預けるもとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とします。
ア、第 120 条第 1 項第 1 号に規定する事由による場合は、当該乗車券を預けた日から開通後 5 日以内において、旅行を再び開始する日の前日までの日数。
イ、第 120 条第 1 項第 2 号に規定する事由による場合は 1 日。
- (2) 旅客は旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとします。
- (3) 旅客が、第 1 号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収します。

(無賃送還の取扱い)

第 123 条 規則第 120 条第 1 項の規定より旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取扱います。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際、使用していた乗車券の券片に表示された発駅までの区間に乗車する場合に取扱います。
 - (2) 無賃送還は、途中下車の取扱いはしません。
 - (3) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いはしません。
- 2 前項の規定により無賃送還を行った場合は、すでに収受した旅客運賃の全額の払い戻しをします。
- 3 第 1 項に規定する無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後 1 回に限り、その券面に表示事項に従って使用することができます。

(旅客運賃の払い戻し駅)

第 124 条 規則第 120 条又は前条の規定により、旅客運賃の払い戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払い戻しを請求するものとします。

- (1) 無賃送還を受けない旅客は、旅行中止駅（駅員配置駅）
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅（駅員配置駅）

(規 125～126)

運行不能、遅延

営業規則

(不通区間の別途旅行の取り扱い)

第 125 条 規則第 120 条の規定により、列車が運行不能のため不通となった区間を、旅客が会社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間に前途の駅から乗継ぎをするときは、あらかじめ係員に申し出て不乗証明の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明を添えて前途の駅に差し出し、その証明書により記載された不乗区間に対する旅客運賃の払い戻しを請求するものとします。

(定期乗車券もしくは回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻し)

第 126 条 規則第 120 条第 1 項の規定により定期乗車券もしくは回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻しをする場合は、列車等が運行休止のため、引き続き 5 日以上でその乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の延長又は次の各号に定める金額の払い戻しを請求することができます。

(1) 定期乗車券

使用しない区間(2 区間以上ある場合は、その区間の営業キロを通算する)の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数(第 32 条第 2 項の規定によりは数となる日数を附加して発売したものにあつては、当該日数を加えた日数)で除し、その 1 円未満のは数を 1 円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じ、は数整理した額。

ア、有効期間が 1 箇月のものにあつては、30 日

イ、有効期間が 3 箇月のものにあつては、90 日

エ、有効期間が 6 箇月のものにあつては、180 日

(2) 回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除して、は数整理した額。